

市民と市役所が共に歩む
自治体改革プラン

- 行政改革プログラム2000「後期実施計画(平成 19 年度～21 年度)」 -

平成 19 年 3 月

室 蘭 市

目 次

■自治体改革プランの策定に当たり	1
◆行政改革プログラム 2000 の取り組みと成果	1
◆厳しい財政環境に備えて引き続き行政改革を推進	1
◆皆が主役のまちづくりに向けた「自治体改革」に挑戦	1
1. 後期実施計画の目的と考え方等	2
(1) 目的	2
(2) 基本的な考え方	2
「Ⅰ. 自立可能な財政基盤の確立に向けて」の視点	2
「Ⅱ. 身近で親しみのある市役所を目指して」の視点	2
「Ⅲ. 協働社会の形成に向けて」の視点	3
2. 計画の構成と実施項目数	3
3. 計画目標の設定	4
(1) 一般会計の財政基盤の確立と特別・企業会計などの不良債務等の解消	4
(2) 職員数の縮減と組織のスリム化	4
(3) 協働のまちづくりの推進	4
4. 柱立てと実施項目及び内容	5
Ⅰ. 自立可能な財政基盤の確立に向けて	5
1. 歳入の確保を図ります	5
2. 事務事業の見直しを進めます	5
3. 企業会計等の健全経営に努めます	5
4. 外郭団体の健全経営に努めます	6
5. 各種制度を活用した財政運営に努めます	6
6. 広域連携を推進します	6
Ⅱ. 身近で親しみのある市役所を目指して	6
1. 利用しやすい市役所づくりに努めます	6
2. 市民に身近で信頼される組織と職員をつくります	6
Ⅲ. 協働社会の形成に向けて	7
1. 市民力を支援します	7
2. 市民力との連携を深め協働を推進します	7
3. 地域力を高め地域コミュニティの再生に取り組みます	7

■添付資料

1. 自治体改革プラン（行政改革プログラム 2000 後期実施計画 H19～H21）実施項目

■自治体改革プランの策定に当たり

◆行政改革プログラム 2000 の取り組みと成果

本市の行財政改革は、昭和 54 年を皮切りに、昭和 56 年の第 1 次行財政健全化方策以降、第 5 次方策として平成 12 年を初年度とする 10 年間の「行政改革プログラム 2000」を策定し、現在、中期実施計画(H15～18)の最終年度を迎えました。

前期実施計画(H12～14)は、内部改革としての定員管理、給与制度、事務事業の見直しを中心に取り組む一方、地方分権に対応した行財政構造の構築に向け、行政評価、人材育成、民間との役割分担などに努め、約 28 億 8,000 万円の削減効果を上げました。

中期実施計画では、平成 16 年度から 20 年度までの 5 年間で 52 億円の累積収支不足が推計されたため、改革のスピードアップと実効性を高めるため、協働の考えと方法を生かし、数値目標を設定するなど、新たな行政改革の手法を採用して取り組んできました。

現在、中期実施計画の削減効果見込額は 42 億 4,720 万円で、計画額の 29 億 3,930 万円に対し、13 億 790 万円上回る見込みです。また、行政パートナーや指定管理者制度の導入により、市民、団体、民間などが公共サービスの提供者となり、市民と行政の協働が歩み始めています。

◆厳しい財政環境に備えて引き続き行政改革を推進

協働改革プランの推進による効果は着実に現れてきているものの、今後とも各会計の累積収支不足が見込まれるなど、本市の財政環境は依然として厳しい状況にあります。

特に、特別・企業会計や公社に対する不良債務等は、平成 17 年度末で約 239 億円に上るとともに、国では地方自治体に対する再建法制の整備を進めており、将来への負担をなくすためにも、不良債務等の解消については時機を逸することなく、計画的に進めていくことが必要です。

また、今後の国の制度改正や少子・高齢社会の進行などによる、財政需要の増加も考えられることから、将来の負担に耐え、分権時代を地域とともに担う自立可能な財政基盤の確立のため、引き続き、緩めることなく行政改革を進めていかなければなりません。

◆皆が主役のまちづくりに向けた「自治体改革」に挑戦

これからの自治体運営は、まちの独自性や自主性を最大限に引き出し、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりに取り組み、そこに住む人たちの自らの意思がまちづくりに反映される、地域主権の考えにより進めていかなければなりません。

後期実施計画では、自治体を構成する市民、町内会、団体・NPO、企業、大学等と行政は、それぞれが主役となり役割を分担してその力を発揮し、協働社会の形成に向けて、相互理解とそのためルール、仕組みづくりを目指し、行政は市民や団体などの地域活動を支援するとともに、職員の持つ能力を最大限に発揮して、市民と行政の総合力で『自治体改革』に取り組んでいきます。

1. 後期実施計画の目的と考え方等

(1) 目的

★後期実施計画は行政改革から自治体改革を目指す計画に

本計画は、「行政改革プログラム 2000」(H12~21)の後期実施計画(H19~21)として、さらなる自立可能な財政基盤の確立に取り組む。

また、「協働のまちづくり指針」の具体化として、特に、行政として果たすべき役割を明らかにし、「協働社会」の形成に向けた取り組みを進めていく。

地方分権は今後さらに加速し、地方自治体の自立が強く求められることから、市民と市役所が共に歩む「自治体改革」を目指す計画とする。

(2) 基本的な考え方

後期実施計画は、将来の人口減少、少子・高齢社会に対応した自立可能な財政基盤の確立に向けて、市民に身近で親しみのある市役所を目指し、市民と協働社会の形成に向けて、次の視点により、実施項目を確実に実施するよう取り組みを進めていく。

「I.自立可能な財政基盤の確立に向けて」の視点

①歳入の確保と事務事業の見直しに取り組む

自治体運営の基本となる歳入の確保を目指し、市税等の収入率の向上に努める一方、受益者負担の適正化による負担の公平性を図る。また、固定経費を最小とするため、事務事業の見直しや民間委託、給与の適正化などを進め、財政基盤の確立に努める。

②一般会計の財政基盤の確立と特別・企業会計などの不良債務等の解消に取り組む

一般会計については、歳入確保と事務事業の見直しなどに取り組むとともに、行政改革推進債や退職手当債などの制度の活用を検討しながら、収支不足の圧縮に努める。

また、特別・企業会計の不良債務等については、徹底した自助努力を行う中で、土地会計を優先した解消に努める。

さらに、振興公社、土地開発公社の用地買戻しを早期に進める。

「II.身近で親しみのある市役所を目指して」の視点

①身近で市民に信頼される市役所づくり

市役所は、公共サービスの主たる提供者として、身近な市民の市役所を目指す。また、少数精鋭で協働社会に対応した自治体改革を進める組織・機構の見直しと、職員の能力開発に努める。

「Ⅲ.協働社会の形成に向けて」の視点

①市民力の支援に努める

そこに住む人たちの自らの意思と知恵や経験を結び合わせ、市民と市役所が共に考え、汗を流す地域主権を目指し、市民の協働活動を支援する。

②市民力と連携して協働を推進する

協働を進める上で必要な情報の共有化、活動の支援体制、参加機会の拡大、人材育成のための各種講座の開設などに積極的に取り組む。また、市民と市役所を結ぶ職員の意識改革を進めるとともに、協働に関する情報提供やPRに努める。

③地域力を高めて地域コミュニティの再生に取り組む

自治体を構成する市民、町内会、団体・NPO、企業、大学等と行政は、それぞれの役割を分担し、相互理解を深めて、地域の課題を自らの手で解決するために、地域内分権などの新たなルールや仕組みを検討し、地域コミュニティの再生に取り組む。

2. 計画の構成と実施項目数

後期実施計画は、「自立可能な財政基盤の確立に向けて」、「身近で親しみのある市役所を目指して」、「協働社会の形成に向けて」の3つの柱で構成している。

柱別の実施項目数は次のとおりである。

No.	柱別項目	実施項目数
1	自立可能な財政基盤の確立に向けて	27
2	身近で親しみのある市役所を目指して	7
3	協働社会の形成に向けて	17
	合計	51

※ 実施項目は、今後の進捗状況や市政の状況の変化に対応し、追加や変更すべき項目が出た場合は修正する。

3. 計画目標の設定

後期実施計画 3 カ年の目標は以下のとおりである。

(1) 一般会計の財政基盤の確立と特別・企業会計などの不良債務等の解消

平成 17 年度末で約 239 億円に上る不良債務等について、土地会計及び公社を優先して早期解消を図ります。

○不良債務等解消目標年度

会 計 名		解消目標年度
白鳥台		平成 19 年度
港湾		平成 38 年度
国保		会計によって異なるが、 平成 38 年度までに解消
病院		
市場		
下水道		
公	振興公社	平成 23 年度
社	土地開発公社	平成 33 年度

(2) 職員数の縮減と組織のスリム化

- ①医療・看護・保健職を除き、130 人を縮減します
- ②効率的な組織・機構を構築します

(3) 協働のまちづくりの推進

市民と行政、あるいは市民同士の連携を拡大・強化し、「住みよいまち」を目指したふるさとづくりを推進します。

また、多様化する地域課題を、地域自らが解決できるよう「地域力」の強化を図ります。

4. 柱立てと実施項目及び内容

※各実施項目の詳細は別添実施項目票を参照のこと。

I. 自立可能な財政基盤の確立に向けて

1. 歳入の確保を図ります

(1) 収入率向上に努め滞納整理を強化します

- ①市税等の法的措置による滞納整理を強化します
- ②市税や各種料金の収納環境の拡大を図ります

(2) 資産を活用し収入の拡大に努めます

- ①広告料収入の拡大を図ります
- ②未利用財産や廃止施設の売却を促進します

2. 事務事業の見直しを進めます

(1) 効果・効率的な事務事業を進めます

- ①市場化テスト法の導入を検討します
- ②地図情報システム（GIS）の導入を検討します
- ③行政評価システムのあり方を検討します
- ④指定管理者等の業務点検システムを導入します
- ⑤一般競争入札の拡大と電子入札システムの導入を検討します
- ⑥区画整理会計・白鳥台会計は閉鎖し住宅会計は一般会計に編入します
- ⑦その他各種事務事業を見直します

(2) 施設の効率的な管理運営等を推進します

- ①障害者福祉総合センターに指定管理者制度の導入を検討します
- ②女性センターに指定管理者制度の導入を検討します
- ③市会館の管理運営等のあり方を検討します
- ④図書館（本館・分室）の管理運営等のあり方を検討します
- ⑤保育所計画を策定し施設整備や民間委託等を推進します
- ⑥敬老荘整備計画を策定し施設整備や管理運営等のあり方を検討します

(3) 給与の適正化に努めます

- ①給与構造の適正化を図ります
- ②職務・責任に応じた嘱託報酬等の見直しを検討します

3. 企業会計等の健全経営に努めます

(1) 特別会計・企業会計の健全経営に努めます

- ①特別・企業会計の不良債務等の解消に努めます

4. 外郭団体の健全経営に努めます

(1) 第三セクター等の健全経営を推進します

- ① 第三セクター等の情報公開を推進します
- ② 振興公社及び土地開発公社の用地買戻しを進めます

(2) 第三セクター等の合併を推進します

- ① 第三セクター等の合併を検討します

5. 各種制度を活用した財政運営に努めます

(1) 各種制度を活用した財政運営に努めます

- ① 行政改革推進債や退職手当債の活用を検討します
- ② 各種基金等の活用を検討します

6. 広域連携を推進します

(1) 広域連携を推進します

- ① 広域連合による近隣市町との共同電算化を推進します
- ② 消防体制の再構築及び広域化への対応を検討します

II. 身近で親しみのある市役所を目指して

1. 利用しやすい市役所づくりに努めます

(1) 窓口サービスの向上を図ります

- ① (仮称) 入江地区広域センタービルにおいて窓口サービスの向上を図ります
- ② (仮称) 蘭東サービスセンターにおいて窓口サービスの向上を図ります

(2) 申請手続きの電子化を進めます

- ① 電子申請システムの利用を促進します
- ② 住民基本台帳カードの多目的利用を促進します

2. 市民に身近で信頼される組織と職員をつくります

(1) 効率的な組織・機構をつくります

- ① 職員数を縮減します
- ② 組織・機構のスリム化を図ります

(2) 職員の能力開発に努めます

- ① 職員研修の充実を図ります

Ⅲ. 協働社会の形成に向けて

1. 市民力を支援します

(1) 市民や市民団体等の協働活動を支援します

①市民や市民団体等の協働活動を支援します

(2) 企業の協働活動を支援します

①企業の協働活動を支援します

(3) 大学等の協働活動を支援します

①大学等の協働活動を支援します

2. 市民力との連携を深め協働を推進します

(1) 積極的な情報提供を行い情報の共有を進めます

①協働推進に向けた行政情報を充実し積極的に提供します

(2) 協働のための環境を整備します

①市民活動センター機能を強化します

②市民活動推進担当部門を強化します

(3) 市民参加の機会の拡大を図ります

①市民意見を求める制度(パブリックコメント等)の導入を検討します

②行政パートナーの拡大を図ります

③市民によるまちづくり事業提案制度の導入を検討します

(4) まちづくりの人材の育成を推進します

①市民活動やまちづくりのための各種講座等を開催します

(5) 職員の協働意識の醸成に努めます

①協働のまちづくりに対応した職員の育成に努めます

(6) 協働の啓発を推進します

①協働事例の積極的なPRに努めます

3. 地域力を高め地域コミュニティの再生に取り組めます

(1) 地域の課題解決のための活動を支援します

①町内会への参加を呼び掛けます

②地域の安全を守る取り組みを推進します

③高齢者を支援する取り組みを推進します

④自主防災組織の拡大を推進します

(2) 地域コミュニティ再生の環境整備を推進します

①新たな地域コミュニティの仕組みづくりを検討します

市民と市役所の共に歩む

自治体改革プラン

行政改革プログラム 2000 後期実施計画
(平成 19 年度～21 年度)

室蘭市行政改革推進課

〒051-8511 室蘭市幸町 1 番 2 号
TEL: 0143-25-2223 / Fax: 0143-24-7601
E-mail: gyokaku@city.muroran.hokkaido.jp
